

## 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する、岡山県役務の提供に係る入札参加除外等要領（以下「除外要領」という。）第3条に規定する入札参加除外、資格審査要領第10条に規定する入札参加の停止及び同要領第11条に規定する入札参加資格の取消し等の措置（以下「入札参加除外等」という。）について調査審議を行うため、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (所掌事務)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌するものとする。

- 一 有資格業者に対する入札参加除外等に関すること
- 二 その他委員長が必要と認める事項

### (職務)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

### (会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員（前条第3項の規定により代理出席した者を含む。）の過半数が出席しなければ成立しないものとする。
- 3 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査委員会の会議は、公開しない。

### (会議の特例)

第6条 委員長は、緊急を要する事案について、審査委員会を招集するいとまのないときは、前条の規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

- 2 前項の規定により議決した事件については、委員長は次の審査委員会に報告しなけれ

ばならない。

3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、審議の対象となる案件に関係のある職員に対し、会議への出席及び説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 何人も審査委員会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、用度課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	委員
出納局長	総務部財産活用課長、県民生活部情報政策課長、 出納局用度課長